

～ 本市の拠点で住宅を取得する方に ～

宇都宮市マイホーム取得支援事業補助金

令和8年度版



この補助金は、本市の拠点への移住・定住を促進し、活力あるまちづくりを進めることを目的に、本市の拠点に住宅を取得する世帯に、住宅取得費用の一部を補助するものです。

- ・ 市外転入者 最大85万円+子ども1人につき5万円加算
- ・ 市内転居者 最大50万円+子ども1人につき5万円加算

申請に当たっては、住宅ローン契約（金銭消費貸借契約）の日以前に、事前申込が必要になります。また、対象区域や所得などの資格要件がありますので、本パンフレット及び宇都宮市マイホーム取得支援事業補助金交付要綱をご覧ください。



(写真提供：一般社団法人 宇都宮観光コンベンション協会)

【お問合せ先】

宇都宮市 都市整備部 住宅政策課 住宅政策グループ
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028-632-2735

E-mail u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp

住めば
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA

目 次

1	資格要件	1
2	対象区域	2
3	対象区域の確認方法	3
4	所得基準	4
5	他の補助制度との併用可否	5
6	補助金額	6
7	補助金申請の流れ	8
8	補助金の申請方法	9
9	申請・請求に必要な書類	10
10	宇都宮市電子申請共通システムを活用した電子申請	12
11	交付決定の取消・補助金の返還	12
12	洪水等の自然災害への備え	13

1 資格要件

○ 本補助金の交付を受けるためには、次の資格要件を**全て満たす**必要があります。

	項 目	内 容
資 格 要 件	対象住宅	○住宅取得日^{※1}から6か月以内の住宅であること。 ○対象区域内（2 ページ参照）の住宅であること。 ○居住の用に供する部分の床面積が25㎡以上の住宅であること。
	対象者	○対象住宅を取得^{※2}した者であること。 ○対象住宅の所在地に住民登録していること。 ○世帯員の年間の所得の合計額が基準以下（4 ページ参照）であること。 ○対象住宅の取得のため、返済期間が10年以上の住宅ローン^{※3}を借り入れていること。
	その他	○世帯員全員について、次の要件を全て満たしていること。 ・住宅取得日からさかのぼり1年以内に、補助金の対象区域内（2 ページ参照）の持家^{※4}に居住していないこと。 ・申請日時点において、申請する対象住宅以外に、市内に持家を所有していないこと。 ・市税の滞納がないこと。 ・自治会に加入していること^{※5}。 ・宇都宮市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないこと。 ・過去に本制度を利用しておらず、かつ、今回の住宅取得に関し併用できない他の補助制度を利用していないこと（5 ページ参照）。

※1 建物の所有権の保存又は移転の登記に関する登記受付日

※2 建物の所有権の保存又は移転の登記を完了すること。

※3 銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構からの借入金

※4 自ら居住するために取得した住宅であって、人に貸し出したものは除く。

※5 地域コミュニティ活性化のため、自治会への継続加入をお願いします。

自治会の加入方法等については、以下にお問合せください。

- ・宇都宮市自治会連合会事務局（市役所10階） 632-2289
- ・みんなでまちづくり課（市役所10階） 632-2287

2 対象区域

○ 本補助金の対象区域は次のとおりです。

(1) 「宇都宮市立地適正化計画」で定める次の区域

- ① 高次都市機能誘導区域
- ② 都市機能誘導区域
- ③ 居住誘導区域

(2) 地区計画区域のうち次の16区域（令和8年7月4日時点）

- ① 篠井ニュータウン地区計画区域（下小池町地内）
- ② 宝木本町仁良塚タウン地区計画区域（宝木本町地内）
- ③ にらつかニュータウン地区計画区域（宝木本町地内）
- ④ 宝木新里ニュータウン地区計画区域（宝木本町及び新里町地内）
- ⑤ フラワーニュータウン三向宝木地区計画区域（宝木本町及び新里町地内）
- ⑥ 城西ニュータウン地区計画区域（田野町，田下町及び大谷町地内）
- ⑦ グッドライフタウン氷室地区計画区域（氷室町地内）
- ⑧ さつきタウン奈坪地区計画区域（中岡本町地内）
- ⑨ 緑の丘金井久保地区計画区域（中岡本町地内）
- ⑩ スマイルタウン奈坪地区計画区域（中岡本町地内）
- ⑪ 白沢学舎の郷地区計画区域（白沢町地内）
- ⑫ ハーモニータウン東岡本地区計画区域（東岡本町地内）
- ⑬ イーストタウン瑞穂野地区計画区域（東刑部町地内）
- ⑭ 道場宿ニュータウン地区計画区域（道場宿町地内）
- ⑮ グッドフルタウン氷室地区計画区域（氷室町地内）
- ⑯ 陽だまりの杜氷室地区計画区域（氷室町地内）

地区計画区域は年度途中に追加される場合がありますので、最新情報は市ホームページのパンフレットをご確認ください。

【確認方法】

市ホームページを開き、「トップページ」>「暮らし・手続き」>「住まい・まちづくり」>「住宅」>「令和8年度マイホーム取得支援事業補助金」

スマートフォンの場合はこちら →



3 対象区域の確認方法

(1) 「宇都宮市立地適正化計画」で定める区域

宇都宮まちかど情報マップを開き、以下の手順でご確認ください。

【宇都宮まちかど情報マップ】

市ホームページを開き、「トップページ」＞「市政情報」＞
「便利な機能」＞「宇都宮まちかど情報マップ」＞「地図を見る」

スマートフォンの場合はこちら →



① パソコンで閲覧する場合

手順1 宇都宮まちかど情報マップを開き、画面左側の『操作ツール』⇒『▽地図切替』⇒『マップ切替』の選択メニューから、『立地適正化計画に係る誘導区域』を選択

手順2 画面上側の『住所から探す』を選択の上、住所を入力し『検索』

住所地が、青色の面に含まれていれば『高次都市機能誘導区域』、赤色の面に含まれていれば『都市機能誘導区域』、オレンジ色の面に含まれていれば『居住誘導区域』に該当となります。

※ 境界付近に所在する場合は、NCC推進課（632-2039）へお問合せください。

② スマートフォン等で閲覧する場合

手順1 宇都宮まちかど情報マップを開き、画面左上のメニュー（三本線のマーク）から『メニュー画面に戻る』を選択の上、下方にある『立地適正化計画に係る誘導区域』を選択

手順2 メニュー（三本線のマーク）から『住所から探す』を選択の上、住所を入力し、『地図』で確認

住所地が、青色の面に含まれていれば『高次都市機能誘導区域』、赤色の面に含まれていれば『都市機能誘導区域』、オレンジ色の面に含まれていれば『居住誘導区域』に該当となります。

※ 境界付近に所在する場合は、NCC推進課（632-2039）へお問合せください。

(2) 地区計画区域のうちの16区域

宇都宮市都市計画情報マップを開き、以下の手順でご確認ください。

【宇都宮市都市計画情報マップ】

市ホームページを開き、「トップページ」>「暮らし」>
「住まい・まちづくり」>「建築・開発」>「都市計画」>
「都市計画に関する情報をホームページでご覧いただけます」

スマートフォンの場合はこちら →



- 手順1** 宇都宮市都市計画情報マップを開き、利用条件に『同意する』で検索画面へ
- 手順2** 検索画面左側の『操作ツール』⇒『▽表示設定』のチェックボックスから、『地区計画区域』にチェックを入れます。（他のチェックボックスはチェックを外してください。）
- 手順3** 画面上側の『住所から探す』を選択の上、住所を入力し『検索』
- 手順4** 青い斜線の面をクリックして宇都宮市都市計画情報マップを開き、
住所地が補助対象となる16の地区計画区域のいずれかに該当していれば補助対象となります。
※ 境界付近に所在する場合は、都市計画課（632-2567）へお問い合わせください。

4 所得基準

- 世帯員の年間の所得の合計額が、次の表の金額以下であることが要件です。
- ・ 申請が4月～5月の場合：前々年分（令和6年1月～12月分）の所得
 - ・ 申請が6月～翌3月の場合：前年分（令和7年1月～12月分）の所得が基準となります。

世帯員の年間の所得の合計額			
1人	2人	3人	4人
12,800,000円以下	13,180,000円以下	13,560,000円以下	13,940,000円以下

- ・ 5人以上の計算方法：（人数－1）×380,000＋12,800,000
- ・ 「所得金額」とは、総収入金額から必要経費を除いた後の金額で、市区町村が発行する課税（所得）証明書の所得金額の合計欄の金額です。

5 他の補助制度との併用可否

- 住宅取得を目的とした他の補助制度との併用はできません。代表的な補助制度との併用可否については次のとおりです。最新情報は、市ホームページ掲載のパンフレットをご覧ください。
- 他の補助制度の内容については、それぞれの実施団体・担当課にお問合せください。

実施団体	補助制度の名称	併用可否
国	みらいエコ住宅事業	否
	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業	否
栃木県	ゼロエネルギー住宅導入支援事業	可
本市	家庭向け脱炭素化促進補助金（環境創造課）	可
	移住支援金（都市ブランド戦略課）	可
	住宅改修補助制度（住宅政策課）	可
	木造住宅耐震建替え補助制度（建築指導課）	否
	結婚新生活支援事業（都市ブランド戦略課）	否

（参考）【フラット35】地域連携型

- 住宅取得に当たり本補助金を利用する場合に、【フラット35】の一定期間の借入金利の引き下げを受けることができます。
- 【フラット35】地域連携型の利用が認められる方には、「利用対象証明書」を発行し、申請者宛てに郵送します。「利用対象証明書」の発行には1週間程度かかります。

申請様式や必要書類等については市ホームページをご確認ください。

【確認方法】

市ホームページを開き、「トップページ」>「暮らし・手続き」>「住まい・まちづくり」>「住宅」>「【フラット35】地域連携型」

【フラット35】地域連携型のメニュー		内容
地域活性化	居住誘導区域外から居住誘導区域内に移住する際に住宅を取得する場合※ ¹	当初5年間・△0.25%
子育て支援	子育て世帯が住宅を取得する場合※ ²	当初5年間・△0.50%
空き家対策	空き家を取得する場合※ ³	当初5年間・△0.50%

※1 本補助金の「基本項目」を満たす方

※2 本補助金の「加算項目③」を満たす方

※3 本補助金の「加算項目②」の(1)を満たす方

6 補助金額

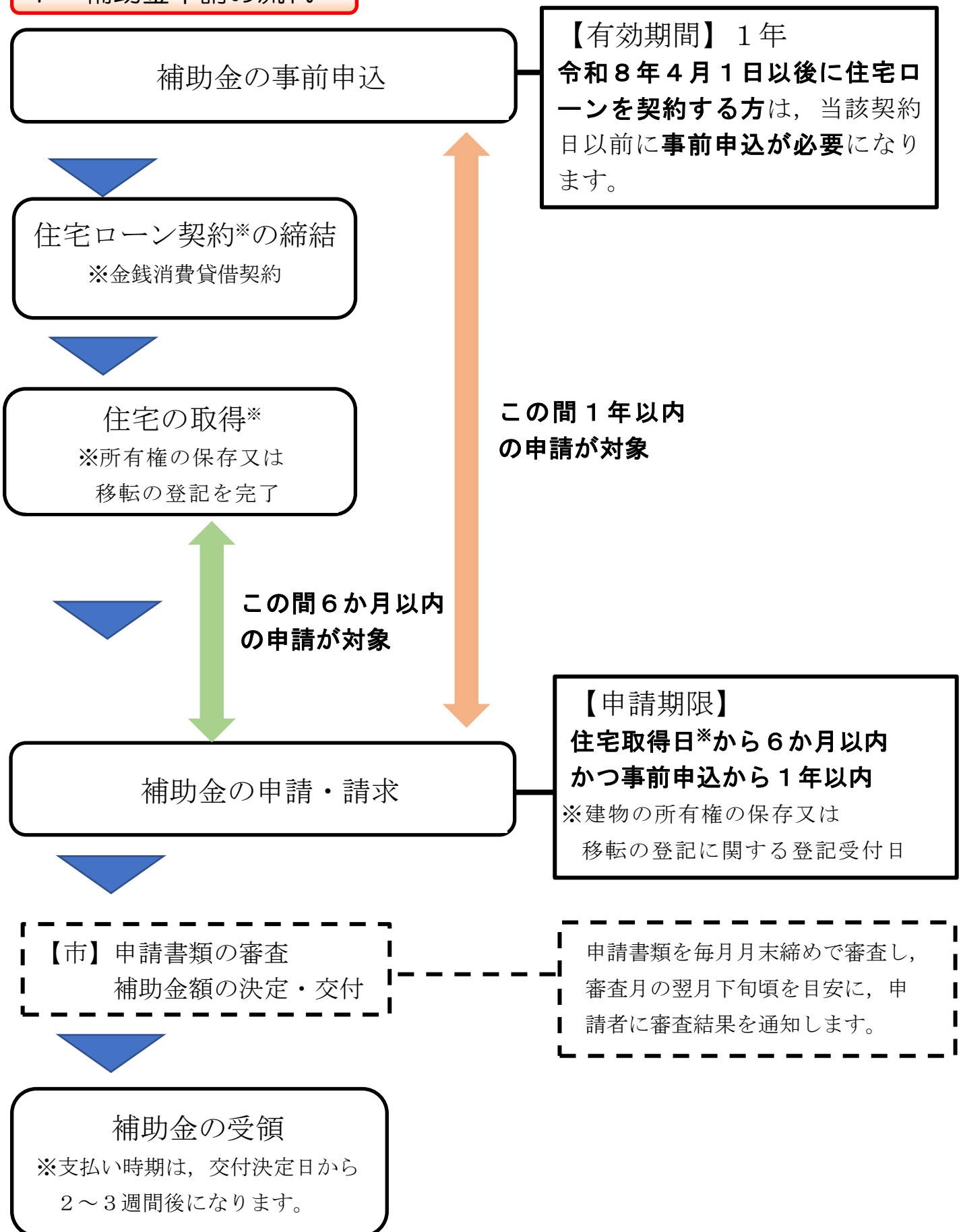
- 本補助金の金額は次のとおりです。
- 申請の際は、基本項目と加算項目を合算した金額を補助申請額としてください。

	補助項目	市外転入者※ ¹	市内転居者※ ²
基本項目	対象住宅の取得	20万円	10万円
加算項目 ①	高次都市機能誘導区域の住宅	15万円	15万円
	東京圏※ ³ からの転入者	15万円	—
	築20年以上の中古住宅※ ⁴	15万円	15万円
加算項目 ②	(1)中古住宅 (2)長期優良住宅※ ⁵ (3)二世帯住宅※ ⁶ (4)多世代同居※ ⁷ 又は近居※ ⁸ (5)市内勤務※ ⁹ (6)二地域居住※ ¹⁰ (7)地域活力向上対象地域※ ¹¹ に居住 (8)テレワーク勤務※ ¹²	5万円/1項目 (上限20万円) 単身女性世帯は 1項目該当で上限 額の20万円にな ります。	5万円/1項目 (上限10万円) 単身女性世帯は 1項目該当で上限 額の10万円にな ります。
加算項目 ③	高校3年生相当までの子※ ¹³ と同居	5万円/子1人 (上限なし)	5万円/子1人 (上限なし)

- ※1 市外転入者・・・・・・・・・・ 次の①又は②に該当する者を含む世帯
 ①直近の転入日（市に住民登録した日。以下同じ。）からさかのぼり連続して2年以上市外に在住し、かつ、当該転入日から1年以内に住宅を取得した者
 ②住宅を取得した者の世帯員で、直近の転入日からさかのぼり連続して2年以上市外に在住し、かつ、補助金の申請日において当該転入日から1年以内である者
- ※2 市内転居者・・・・・・・・・・ 市外転入者に該当しない者
- ※3 東京圏・・・・・・・・・・ 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県
- ※4 中古住宅・・・・・・・・・・ 新築の日から住宅取得日までに1年を経過した住宅又は申請者以外の者の所有権保存の登記のある住宅
- ※5 長期優良住宅・・・・・・・・・・ 長期優良住宅の認定を受けた住宅

- ※6 二世帯住宅・・・・・・・・・・ 次のいずれも満たす住宅
- ①各世帯が壁や建具により遮断され他方の世帯と分離独立していること。
 - ②各世帯が自己の専用部分だけで生活できるよう専用の台所，風呂，便所等が備わり利用上独立していること。
 - ③区分所有を行わないこと。
- ※7 多世代同居・・・・・・・・・・ 世帯員のいずれかの直系尊属又は直系卑属が，3世代以上で対象住宅に同居すること。
- ※8 近居・・・・・・・・・・ 世帯員のいずれかの直系尊属又は直系卑属が，補助対象者と同一又は隣接の小学校区内に居住すること。
- ※9 市内勤務・・・・・・・・・・ 世帯員のいずれかが，労働者，法人の役員又は個人事業者であって，**宇都宮市内**で勤務する者（労働者の場合には，予定を含む。）
- ※10 二地域居住・・・・・・・・・・ 世帯員のいずれかが，宇都宮市外に自己の居住の用に供する住宅を所有し，又は賃貸借契約により借り受けていること。
- ※11 地域活力向上対象地域・ 篠井小学校の通学区域内であり，かつ，地区計画区域内の地域
- ※12 テレワーク勤務・・・・・・・・ 世帯員のいずれかが，**宇都宮市外**の事業所に勤務する労働者，法人の役員又は個人事業者であって，情報通信機器を利用して在宅勤務することができる勤務形態であること。
- ※13 高校3年生相当までの子 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子（胎児を含む。）

7 補助金申請の流れ



8 補助金の申請方法

【申請に当たっての注意事項】

- 審査結果にかかわらず、**申請書類は返却しません**（申請書類は写しも可）。
- 書類を記入するときは、**文字を消すことができる筆記用具（鉛筆、フリクションペンなど）は使用しない**でください。
- 書類の訂正は、間違えた所に二重線を引き、その上に正しい文言を記入してください。**修正ペンや修正テープの使用はできません**。
- 審査の結果、追加で書類の提出や資格要件の確認を求めることがあります。書類の連絡先の欄には、**日中に連絡がとれる電話番号（他の世帯員の連絡先でも可）やメールアドレス（u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp）からのメールを受信できるように設定したもの**）を記入してください。
- **予算の範囲内での補助となり、予算上限になり次第受付を終了します。**

(1) 補助金の事前申込

- ・ 「事前申込書（様式第1号）」に必要事項を記載し、市役所10階・住宅政策課へ持参・郵送・宇都宮市電子申請共通システム（12ページ参照）により提出してください。
- ・ 事前申込の有効期間は1年間です。
- ・ 事前申込をもって補助金の交付を確約するものではありませんので、ご注意ください。後日ご提出いただく交付申請書類の審査後に、補助金の交付又は不交付を決定し、文書で通知します。
※ 事前申込時には資格要件（1ページ参照）を全て満たす必要はありませんが、補助金の申請・請求時には、資格要件を全て満たす必要があります。

(2) 補助金の申請・請求

- ・ 申請・請求に必要な書類（10～11ページ参照）を全て揃えて、市役所10階・住宅政策課へ持参・郵送・宇都宮市電子申請共通システムにより提出してください。
※ 書類の提出時点で、資格要件を全て満たしていることが必要です。
- ・ 事前申込日から1年以内かつ住宅取得日から6か月以内（消印有効）に申請してください。
※ 期限を過ぎた申請は、**補助の対象外**となります。
- ・ 補助申請＝交付の決定ではありません。申請書類を毎月月末締めで審査し、交付又は不交付を決定した上で、書面により通知します。
- ・ 本補助金は所得税法上の課税対象となります。**交付決定通知書は、確定申告に必要となりますので、大切に保管してください。**

9 申請・請求に必要な書類

(1) 共通書類（全ての申請者に必要な書類です。原本又は写しをご提出ください。）

必 要 書 類	内 容
① 交付申請書兼請求書 (様式第2号)	○補助対象者の名義で記入したもの ○申請者と口座名義人は同一であることが必要です。
② 個人情報調査の同意書 (様式第3号)	○申請に係る世帯員全員が記入したもの ○加算項目「多世代同居又は近居」を申請する場合、その世帯員も記入が必要です。
③ 建物の不動産登記事項 証明書（全部事項証明 書）	○宇都宮地方法務局発行のもの又は登記情報提供サービスから印刷したものに限りします。
④ 住宅ローン契約書 (金銭消費貸借契約書) 又は 残高証明書	○対象住宅の取得に係る借入金の <u>当初借入金額</u> 、 <u>返済期間</u> 、 <u>契約日</u> 、 <u>契約者名</u> を確認できるもの ○書面の契約書がなく、インターネット等で契約内容を確認できる借入先の場合には、画面のキャプチャ等を印刷したものを提出ください。 ※借入申込書や保証委託契約書は確認書類として利用できませんので、ご注意ください。
⑤ 工事請負契約書 又は 売買契約書	○対象住宅の取得に係る <u>取得費</u> 、 <u>契約日</u> 、 <u>契約者名</u> を確認できるもの ※注文住宅：工事請負契約書 分譲マンション・分譲住宅・中古住宅：売買契約書
⑥ 自治会加入宣誓書 (様式第4号)	○自治会加入宣誓書には「宮P A S S」の写しを貼り付けてください。 ○「宮P A S S」は自治会長が配付しています。自治会長の連絡先を知りたい場合や、お住まいの地域に自治会がない場合などについては、宇都宮市自治会連合会事務局（632-2289）又はみんなでまちづくり課（632-2287）にお問合せください。

(2) 追加書類（原本又は写しをご提出ください。）

次のⅠ～Ⅲに該当した場合には、共通書類と併せて追加書類をご提出ください。

Ⅰ 世帯員に市外転入者がいる場合

・ 課税証明書又は所得証明書

※ 市外から転入した世帯員全員（高校３年生相当までの子を除く。）の証明書が必要です。

※ 補助金の申請時期により、必要な証明書の年度と交付元が異なります。

申請時期	４月～５月	６月～翌年３月
年度	令和７年度証明書 （令和６年１月～１２月の所得を証明したもの）	令和８年度証明書 （令和７年１月～１２月の所得を証明したもの）
交付元	令和７年１月１日時点で、住民登録していた市区町村	令和８年１月１日時点で、住民登録していた市区町村

Ⅱ 次の加算項目を申請する場合

加 算 項 目	追 加 書 類
長期優良住宅	長期優良住宅認定通知書 ※住宅性能評価書とは異なる書類です。
二世帯住宅	二世帯住宅であることを確認できる住宅の平面図
多世代同居 又は近居	次の①及び②の書類（両方の書類が必要です。） ①多世代同居（近居）の者が世帯員のいずれかの直系尊属（卑属）であることを確認できる戸籍証明書 ②多世代同居（近居）に当たる世帯の全員が記入した個人情報調査の同意書（様式第３号）
市内勤務	次のいずれかのもの ①市内勤務証明書（様式第５号）又は市内勤務予定証明書（様式第６号） ②勤務先の所在地を確認できる直近の給与明細又は社員証等 ③自営業の場合：直近の確定申告書又は開業届* ※今年の１月１日以降に届出したものに限る。
二地域居住	次のいずれかのもの ①所有建物の不動産登記事項証明書（全部事項証明書） ②賃貸契約中の賃貸借契約書
テレワーク勤務	テレワーク勤務証明書（様式第７号）
高校３年生相当までの子の同居 （胎児がいる場合）	母子手帳（発行年月日と経過を確認できるページ）

※ 上記のほか、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

Ⅲ 対象住宅の位置が、対象区域の境界付近の場合

・ 対象区域内であることが確認できる住宅の位置図

10 宇都宮市電子申請共通システムを活用した電子申請

- 宇都宮市電子申請共通システムから補助金の電子申請ができます。
- ご利用には、あらかじめ利用者の新規登録が必要です。

【宇都宮市電子申請共通システム】

市ホームページを開き、「トップページ」＞「市政情報」＞
「便利な機能」＞「宇都宮市電子申請共通システム」

スマートフォンの場合はこちら →



- 手順1** 宇都宮市電子申請共通システムを開き、「申請できる手続き一覧」から「個人向け手続き」を選択
- 手順2** 手続き一覧の中から「宇都宮市マイホーム取得支援事業補助金の事前申込」又は「令和8年度宇都宮市マイホーム取得支援事業補助金」を選択
- 手順3** 申請情報を入力し、申請に必要な書類を電子データで添付

11 交付決定の取消・補助金の返還

- 次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定を取り消します。
 - ・ 宇都宮市補助金等交付規則や宇都宮市マイホーム取得支援事業補助金交付要綱に違反した場合
 - ・ 偽りその他不正な手段により交付決定を受けた場合
 - ・ 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - ・ **交付決定の日から5年以内に対象住宅から住民登録を異動した場合**
ただし、転勤等の本人の意思によらないやむを得ない事情の場合は除きます。
やむを得ない事情が生じたときは、市に異動事項届出書を提出してください。
- **上記事実が判明した場合は、補助金を速やかに返還していただきます。**

12 洪水等の自然災害への備え

近年、地球温暖化による台風の大規模化や局所的豪雨の発生などによって、市内でも甚大な洪水被害等が発生しています。

そのため、洪水等の自然災害に備え、事前にハザードマップにより、自宅付近で予想される浸水等の状況や、避難場所・避難経路を確認しましょう。

また、浸水が想定される区域内にご自宅が所在する場合には、浸水への備えをお願いします。

浸水への備えの例

- ・ 寝室等の居住室を2階以上に設ける。
- ・ 止水板や土のうを準備する。
- ・ 地下室を設けない。
- ・ コンセント、空調機器、給湯機器などの設備機器を、浸水深に応じた高さに設置する。
- ・ 避難に備え、非常用持出品や家庭内備蓄を準備する。

▼ハザード情報の確認はこちらから

- ・ 宇都宮市
ハザードマップ
(市 HP)



- ・ ハザードマップ
ポータルサイト
(国土交通省 HP)



- 市民の皆様が、自らご自宅や事業所等を水害から守れるよう、止水板等の設置費に対する補助制度が創設されました。浸水への備えの際には、是非ご活用ください。

- ・ 対象区域：防災ハザードマップの洪水・内水の浸水想定区域又は過去に浸水被害が発生した区域に位置する住居・事業所・駐車場等
- ・ 補助率：設置費用の1／2以内（上限50万円）
- ・ 対象者：市内の建物等の所有者、管理者等（ただし、市税の滞納がないこと）

※ 詳細については、河川課（632-2689）へお問い合わせください。